

■会議結果報告書■

会議名称	第4回札幌市子どもの権利委員会
日時・会場	平成26年6月27日（金）16：30～18：30 市役所本庁舎6階1号会議室
出席委員	13人出席
次回開催	8月下旬～9月上旬で調整

議題	概要等
1. 子どもの権利に関する推進計画について	<p>○事務局説明（資料3）</p> <p>○質疑応答・意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の質問について、 ・条例について、内容はわからないが聞いたことがあるという回答は知らないとシビアに捉えて方がよい。 ・子育てサロンが各地域にかなりあると思うので、区の子育て支援係を通して条例をいろいろな角度や手法で30歳代の母親に認知をするようにすれば違った面で広がるのではないか。 ・アシストセンターの認知度について大人も40%弱と結構なパーセンテージだが、どのようなPRをしているのか？ （事務局：主には子どもを通じて、ニュースレターを年2回発行し配布している。また、出前講座の実施やPRのコマーシャルをつくり地下歩行空間で流したりしている。） ・条例の大人の認知度では、子どもと交流があるはずの世代が一番知らない。一番高いのが60歳代、70歳代となっており、どのように知っているのか。 （事務局：大人については認知経路を調査していないが、メディアに関する全国世論調査では新聞をとっているかの有無の結果では、条例の年代別の認知度と同様に30歳代が低い傾向となっており、この世代の社会に対する関心が影響しているのではと考えている） ・学校教育の中でも新聞に関する取組が活用されてきているので、少しずつ改善され、認知度も上がるのではないか。 ・認知度を聞くのであれば、聞いたことがあるかどうかではなく、内容についてどんなことを知っているかや認知経路が大事。 ・アシストセンターは敷居が低く大変利用しやすく、相談しやすい形で機能している。前回の説明でメールの相談が激減し、電話の件数は変わっていないということだった。今の子どもはメール以外にも様々なツールがある中で、本当に困った子が電話に救いを求めていると思うので、電話をしやすい方法でパンフレットを考えてもらいたい。 ・条例の認知経路について、学校の授業という回答が前回から減っているが、どのように分析しているのか？ほとんどの学校で取り上げているのか、取り上げている学校もあれば、そうではない学校もあるということなのか？ （事務局：取り上げ方として、条例の内容を直接取り上げるというところは少し減っている感じはする。） ・7、8ページにクロス集計についてあるが、委員会を重ねて読み方が分かってきたが、はじめて見る人がどこまで理解できるか気になる。意見表明など、全体にかかわる部分もあると思うので、もう一工夫あるとよい。 ・条例で定めている権利のうち。最も守られていないというのが「いじめ、虐待、体罰」となっており、いじめなどどれか一つが多いのか分からない

い。取組としては、いじめや児童虐待は特出しして取り組むようにあるが、体罰に対してもそのようにする必要なのかと思う。

- ・CAPについて、研修講師としてという意味ではなく、実際に幼稚園や学校などに出向いて直接講座をやってほしいという意見。

(事務局：有料となっており、市では考えていない。)

－(委員：CAPは実用的で現場をよくわかっている人が直接的な言葉で教えてくれるので、子どもにも保護者にもとても教育的で刺激になる講演だが、PTAの現場から言うと、有料なのでどうしても続かない。)

(委員：そうであれば、(市に)ぜひ予算を立てるよう考えていただきたい。)

- ・課題1について、子どもの権利そのものについて、条例があるかは分からなくても、子どもの権利についてごく普通にまちで合話が上がるような雰囲気になるように権利意識の醸成を促進していただきたい。課題2では、発達に障がいのある子どもは嫌なことを嫌と言えなく、これは大人の側にもあるが、子どもが意見を言える環境づくりができないか。課題3では、子どもの居場所について子どもが自己肯定感を実感できるような環境をどうつくっていくか指針めいたものまで落とし込めると施設等の職員にも深く浸透するのではないか。そうしたことも全部含めて課題4について、一般の子どもや障がいを抱える子どもへのサポートや支援の視点を考えてほしい。

- ・高校生に対しては、理解促進の取組が足りていない。

- ・市からくる行事を呼びかけるものも、高校生にとっては部活や勉強が忙しい中では重要ではないと位置付けられるので、先生からの周知や貼ってあるだけでも違う。今あるものを活用した周知の方法がまだあるのではないか。

- ・まず皆さんの目にとまるところに貼ってあることや、手に届くところに置いてあることがなければ全く意味がないので、学校を通してお願いするときはそれをしっかり認識することが大事。また、課題4について、最後の部分が「行政のみならず、市民が一丸となって取り組むことが重要な課題」とあり、書いてあることは間違っていないが、他の表現では、市として取り組む課題となっているので、整合性のとれる表現の方がよいのではないか。

(事務局：夏休み前になると学校にはプリント等が1日に2～30枚届くので、重要であるというPRなど何らかの工夫は必要。)

- ・12ページの課題2で「大人と比較すると」とあるが、この表現は不要ではないか？

(事務局：大人は子どもが意見を言うべきと回答している割合と比較して、実際に子どもが意見を言えるという回答が低いということを表している。)

－委員：それであればあった方がよいが、表現が分かりづらい。

- ・調査について、よい変化は過大評価し、あまりよくないものは、そうは言ってもよいところもあるという書き方はその後の施策が積極的にならないので、増加傾向だがまだまだ足りないといった気持で捉えていただきたい。また、広報について、条例があってアシストセンターがあるという方法もあるが、アシストセンターを広めてそれは条例があって、子どもの権利を守るためのものという逆の広報もすべき。

- ・子どもの権利の普及月間というのはあるか？

(事務局：11月20日がさっぽろ子どもの権利の日なので、その前後にイベントを行ったり、子ども未来局では児童虐待防止推進月間としてキャンペーンを行っている。)

- ・配布物が置かれているだけではなく、渡す人がどう口で言ってみてもらえるかが大事。加えて、30歳代について、例えば母親教室に来ている意

	<p>識の高い人や小学校入学前の入学説明会などで広報するのもよいのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(小学校の) 1日入学や保護者説明会のような機会に子どもが学校に入ることによって心配を持っているときに、アシストセンターがあるという説明があると、親は不安を解消できる場所があると印象に残り、効果的。 ・基本理念の部分で、すべての子どもは生まれたときから権利の主体というのではなく、おなかの中にいるときから権利があると思うが、その表現を変えてもらいたいのがいがか？ <ul style="list-style-type: none"> －委員：趣旨は分かるが、アメリカなどでは中絶や出生前診断など政治的な論争になり、難しいのではないか。おなかの中にいるときから大事に育まれるという趣旨は非常に重要だが、表現として深読みする人もいるのではないか。 －委員：民法上では一部考慮される。 －委員：「生まれたときから」という言葉がなくても成り立つと思う。 －委員長：他の市町村や都道府県でこうした問題を取り上げていないか事務局にお願いし、留保したい。 ・基本理念について、小中学生には表現が難しく、子どもを主体とした言い回しに変えることはできないか？ <ul style="list-style-type: none"> －委員：ここに書いてあることをやさしくするのも大切だが、子どもに伝える広報の時にやさしい言い回しにするよう気を付けてもいいのではないか。 －委員：小学1年生から高校生までわかる表現にするのは現実的には難しいので、実際に子どもが目にする資料を工夫することでよいのではないか。 ・児童虐待を考えたときに、10代で子どもを持った人がみんな虐待をするわけではないが、早くに産んだ方が迷って虐待に向かうということが統計的に多いので、若い母親が理解できるような優しい言葉で伝わっていくように考えていくことで、虐待の防止につながっていく。 ・アシストセンターがあるのは知っていても、どういう時に電話をしているのか躊躇している方はいると思う。子どもに権利があるから、子どもは守られるので、どんなことでも電話してもいいというメッセージを伝えてほしい。 ・オレンジリボンの出前講座を受けてきたが、その中でも子どもの権利がはいつてくるとよい。 <p>・(委員長) 計画の施策体系についてはどうか？前回までの委員会での意見を踏まえて修正されているが、委員の皆様はどうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4つの目標になり、流れもわかりやすく、いいものになった。 ・前回までのものと比べて、地域や保護者のことが捉えられていてよい。
5. その他	<p>○事務局からの連絡事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回8月下旬から9月上旬で調整したいので、別途連絡させていただく。 以上